

# 一般社団法人小規模ケア研究会 介護職員初任者研修（通学コース）

## < 学 則 >

（事業者の名称・所在地）

- 第 1 条 本研修は、次の事業者が実施する。
- 名 称 一般社団法人小規模ケア研究会  
所在地 三重県津市殿村 1553 番地

（目的）

- 第 2 条 介護に従事しようとする者を対象とした基礎的な養成研修として質の向上を図り、介護職員の専門性を高め、介護サービスに従事する人材の育成を進めていくとともに、その雇用支援を行っていくものとする。

（実施課程及び形式）

- 第 3 条 前条の目的を達成するために、次の研修事業（以下研修という。）を実施する。
- 実施課程：介護職員初任者研修課程  
研修形式：通学形式

（研修事業の名称）

- 第 4 条 研修事業の名称は次のとおりとする。
- 一般社団法人小規模ケア研究会 介護職員初任者研修（通学）

（年間事業計画・研修期間・募集期間）

- 第 5 条 平成 26 年度研修事業の年間開講詳細・研修期間・募集期間については、下記の通りとする。

「平成 26 年度介護職員初任者研修年間実施計画表」

区分	実施期間	募集定員
第 1 回	平成 26 年 9 月 20 日～平成 26 年 12 月 7 日	15 名
第 2 回	平成 26 年 12 月 13 日～平成 27 年 3 月 22 日	15 名（予定）

（受講対象者）

- 第 6 条 受講対象者は介護に従事することを希望する者であり、16 歳以上の心身ともに健康である者とする。また、第 2 回目は求職者支援訓練制度活用の為、ハローワークの支援指示を受けた特定求職者に限る。

\*実務経験があっても、科目免除はありません。

（研修参加費用）

- 第 7 条 研修参加費用は次のとおりとする。
- 一括払 57,240 円（税込）（テキスト代含む） 内、テキスト代 3,240 円  
第 2 回目は、受講料は 0 円とし、別途テキスト代金 3,240 円とする。

＊解約条件・変換の有無

研修開始前のキャンセルについては、講座開始日の10日前までの場合はキャンセル料(1万円)を差し引いた金額で受講料を変換する。研修開始後については応じない。

また、受講の取り消しに該当した場合、受講料の返金は一切ない。

- 2 研修費用以外、自己負担となるもの及び任意の購入品は次のとおり。  
交通費、書籍等(任意購入)
- 3 補講料(欠席の場合)2日目まで無料。3日目以降は1時間2,000円とする。
- 4 補習料(修了試験)についての費用は初回から有料とする。

(使用教材)

第8条 研修に使用する教材は次のとおりとする。

株QOL サービス	介護職員初任者研修テキスト
教材	介護職員初任者研修 テキスト第1冊 介護職員初任者研修 テキスト第2冊

(研修カリキュラム)

第9条 研修を修了するために履修しなければならないカリキュラムは、別添「研修カリキュラム表」のとおりとする。

(研修会場)

第10条 前条の研修を行うために使用する講義および演習会場は下記とする。

第1回 〒514-0821 三重県津市垂水 887 番地 14 特定非営利活動法人つつじ デイルーム  
第2回 現在、津市内にて調整中(平日 通学コース)

(担当講師)

第11条 研修を担当する講師は別添資料2「担当講師一覧」のとおりとする。

(実習施設)

第12条 実習については行わない。(第2回は、行う)

(募集手続き)

第13条 受講申込手続きは次のとおりとする。

- (1) 当社指定の申込用紙またはWebの申込フォームに必要事項を記入・入力し、郵送・FAX・電子メールにより申し込む。但し、定員に達した場合は受付終了とする。
- (2) 当社は申し込み内容を確認後、教材と受講料等支払いのための書類を受講者宛に送付する。これをもって受講申込手続き完了とする。
- (3) 受講者は教材到着後、指定の期日までに受講料等を納入する。

2 受講申込手続き完了後の解約については、研修期間の標準受講期間内において解約申出を受け、受講開始日からの期間により解約金を定め、差額については、受講者へ返還を行う。

(受講者に対する本人確認)

第14条 初回の講義時に、受講生より下記の公的証明書の原本の提示を求め、本人確認を行うとともに、確認方法（公的証明書の種別）を記録する。

ア 戸籍謄本、戸籍抄本若しくは住民票

イ 住民基本台帳カード

ウ 在留カード等

エ 健康保険証

オ 運転免許証

カ パスポート

キ 年金手帳

ク 国家資格を有する者については、免許証または登録証

(研修修了の認定)

第15条 第9条に定めるカリキュラムにおいて、すべてのスクーリング全日程の出席、修了試験（5肢択一方式・正誤方式・選択方式）の合格、および受講料等が完納されている者を修了者と認める。

合格＝70点以上 不合格＝69点以下

2 研修修了の認定に係る評価は、以下の方法により行う。

演習については、講師により受講者の技術度合いの評価を行う。

(研修の遅刻、早退、欠席者の取り扱い)

第16条 研修開始前に受講生証の提示により出欠の確認をする。やむを得ず欠席する場合は、必ず研修開始前に電話等により届け出ることとする。なお、面接指導は、開始20分以内の遅刻は終了後20分の補講をする。開始20分を超えて遅刻した者は欠席とみなす。

(補講について)

第17条 やむを得ない事情で事業者が認めた事情において研修を欠席した場合は、研修期間内での補講（振替受講）を受けることにより当該科目に出席したものとみなす。

補講を受講する場合も、研修開講日から8ヶ月以内とする。費用等は第7条に記載。

\*災害・警報時の研修中止に関しては、期間内に振り替えることとする。

(受講の取消し)

第18条 次の各号の一に該当する者は、事業者の判断により当該受講生の受講を取り消すことができる。

(1) 学習意欲が著しく欠け、修了の見込みがないと認められる者

(2) 学習態度が著しく悪くカリキュラムの進行をさまたげる者

(3) 他の受講者の学習を著しく妨げる者

(4) 自力で演習内容を行うことができない者

(5) その他、事業者が不適當のみなした者

- 2 受講を取り消されるに至ったものは、その間履修した当該研修については、全て無効とする。

(修了証書等の交付)

- 第19条 第16条により修了を認定された者は、介護保険法施行令第3条第1項に定める修了証明書および修了証明書(携帯用)を交付する。  
また、修了証明書の紛失等があった場合は、修了者の申し出により有料にて再交付をする。

(修了者管理の方法)

- 第20条 修了者は修了者名簿に記載し、要綱に指定された様式に基づき知事に報告する。  
また、修了者名情報については永年管理する。

(公表する情報の項目)

- 第21条 研修機関が公表すべき情報については別紙「研修機関が公表すべき情報の内訳」をホームページ上で公表する(<http://tonomura-web.com/kenkyukai.html>)

(研修事業執行担当部署)

- 第22条 研修事業は当事業者の教育事業部門で行う。  
一般社団法人小規模ケア研究会  
〒514-0073 三重県津市殿村1553番地 電話:059-237-3450

(その他留意事項)

- 第23条 研修事業の実施に当たり、以下のとおり必要な措置を講じることとする。
- (1) 研修に関して以下のとおり苦情等の窓口を設けて研修実施部署と連携し、苦情及び事故が生じた場合には迅速に対応する。  
苦情対応部署:一般社団法人小規模ケア研究会 事務局 電話:059-237-3450
  - (2) 著作権について、本講座で使用する教材・質問回答・添削問題の問題・解答解説等の著作物に対し次のとおり禁止する。
    - ① 作物の複製・転載・転用・インターネットによる公衆送信・販売・頒布・譲渡・貸与・変更等を行うこと。
    - ② 方法、理由の如何を問わず、講義内容を音声又は画像にて記録をとること。

(個人情報管理)

- 第24条 当該研修における個人情報について厳正に管理を行う。
- (1) 当事業者は事業実施や本人確認書類などにより知りえた受講生などの個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しない。
  - (2) 受講者については、講義・実習先などで知りえた個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用することがないよう受講者から誓約書の提出を求める。

(その他)

第 25 条 この講座の最少催行人数は 6 名とし、それ以下の場合は中止とする。この場合の受講料は、全額返還する。

(施行細則)

第 26 条 この学則に必要な細則並びに、この学則に定めのない事項で必要があると認められる場合は、当社がこれを定める。

(附則)

第 1 条 この学則は平成 26 年 6 月 1 日から施行する。